

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	公営住宅関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

銚子市長は、公営住宅関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

銚子市長

公表日

令和6年9月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅関係事務
②事務の概要	・公営住宅法(昭和26年法律第193号)に基づき、市が管理する公営住宅の入居時の手続きで入居審査、同居人の異動等の各種申請時に個人情報として、住民票・所得課税証明書・滞納のないことの証明書等の提出を求めている。 ・翌年度家賃算定のため、所得課税証明書等の提出を求めている。 ・銚子市は、公営住宅法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第25号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①収入の申告の受理、審査又は申告に対する応答 ②家賃の決定又は金銭の徴収 ③収入状況の報告の請求 ④入居の申込みの受理、審査又は申込みに対する応答 ⑤家賃、金銭若しくは敷金の減免又は徴収猶予の申請の受理、審査又は申請に対する応答 ⑥明渡しの請求 ⑦明渡しの請求の期限の延長の申出の受理、審査又は申出に対する応答 ⑧他の住宅に入居することができるようにするためのあつせん ⑨同居承認の申請の受理、審査又は申請に対する応答 ⑩承継入居承認の申請の受理、審査又は申請に対する応答
③システムの名称	Acrocity住宅使用料管理、番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
入居者台帳、収入認定・調定・収納・敷金調定収納一覧	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表27の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市整備課都市整備室建築住宅班
②所属長の役職名	都市整備課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	銚子市総務課総務室政策法務班 〒288-8601 千葉県銚子市若宮町1番地の1 TEL0479-24-8190
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	銚子市都市整備課都市整備室建築住宅班 〒288-8601 千葉県銚子市若宮町1番地の1 TEL0479-24-8899

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I-5.担当部署①	都市環境部都市整備課建築住宅班	都市整備課都市整備室建築住宅班	事後	
平成30年4月1日	I-5.担当部署②	都市整備課長 石田智己	都市整備課長 椎名寛	事後	
平成30年4月1日	I-7.特定個人情報の開示等請求	鉾子市総務市民部総務課政策法務班	鉾子市総務課総務室政策法務班	事後	
平成30年4月1日	I-8.問合せ	鉾子市都市環境部都市整備課建築住宅班	都市整備課都市整備室建築住宅班	事後	
平成30年4月1日	II-1.時点	平成27年8月31日	平成30年4月1日	事後	
平成30年4月1日	II-2.時点	平成27年8月31日	平成30年4月1日	事後	
平成31年4月1日	I-5.担当部署②	都市整備課長 椎名寛	都市整備課長	事後	
平成31年4月1日	II-1.時点	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月1日	II-2.時点	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月1日	IV-1.提出する特定個人情報保護評価書の種類	-	基礎項目評価書	事後	
平成31年4月1日	IV-2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV-3.特定個人情報の使用	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV-5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークを通じた提供を除く。)	-	提供・移転しない	事後	
平成31年4月1日	IV-6.情報提供ネットワークシステムとの接続	-			
平成31年4月1日	目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	-	接続しない(提供)	事後	
平成31年4月1日	IV-7.特定個人情報の保管・消去	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV-8.監査	-	自己点検	事後	
平成31年4月1日	IV-9.従業者に対する教育・啓発	-	十分に行っている	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の31の項	番号法第19条第8号 別表第二の31の項	事後	番号法改正(号の繰り下げ)による
令和6年3月15日	I -1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③	Acrocity住宅	Acrocity住宅使用料管理 番号連携サーバー 中間サーバー	事後	
令和6年3月15日	I -4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	番号法第19条第8号 別表第二の31の項	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の31の項	事後	
令和6年3月15日	II -1.時点	平成31年4月1日	令和6年2月1日	事後	保護評価の再実施による
令和6年3月15日	II -2.時点	平成31年4月1日	令和6年2月1日	事後	保護評価の再実施による
令和6年9月27日	I -3.個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の19の項	番号法第9条第1項 別表27の項	事後	番号法改正による変更
令和6年9月27日	I -4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の31の項	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項	事後	番号法改正による変更